

米軍基地関係特別委員会記録
＜第3号＞

平成27年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成27年3月25日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成27年3月25日 水曜日
開 会 午後1時23分
散 会 午後5時18分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 陳情平成24年第128号、同第129号の2、同第136号、同第168号、同第169号、同第171号の2、同第172号、同第173号、同第204号、陳情平成25年第20号、同第24号、同第25号の2、同第26号、同第27号、同第58号、同第62号、同第70号、同第75号、同第76号、同第77号の2、同第78号、同第80号、同第81号、同第110号、同第124号、同第127号、同第128号、同第144号、同第150号、同第151号、平成26年陳情第4号、同第13号、同第16号、同第20号、同第21号、同第22号、同第35号、同第48号、同第59号、同第78号、同第84号、同第85号の2、同第86号、同第87号、陳情第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第11号、第15号、第22号及び第24号
- 2 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（2月以降の米軍関係の事件・事故について）
- 3 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長 新 垣 清 涼 君

副委員長	又吉清義君
委員	仲田弘毅君
委員	具志孝助君
委員	仲宗根悟君
委員	新里米吉君
委員	玉城義和君
委員	吉田勝廣君
委員	嘉陽宗儀君
委員	呉屋宏君
委員	比嘉京子さん
委員	具志堅徹君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	町田優君
基地対策課長	運天修君
地域安全政策課長	池田克紀君
企画部参事	下地正之君
環境部環境企画統括監	大浜浩志君
保健医療部保健衛生統括監	国吉秀樹君
農林水産部農漁村基盤統括監	増村光広君
土木建築部道路管理課長	嶺井秋夫君
土木建築部海岸防災課長	赤崎勉君
警察本部刑事部長	知花幸順君
警察本部交通部長	渡真利健良君

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

陳情平成24年第128号外53件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る2月以降の米軍関係の事件・事故について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境部環境企画統括監、保健医療部保健衛生統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部海岸防災課長、警察本部刑事部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、陳情平成24年第128号外53件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

町田優知事公室長。

○町田優知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願はゼロ件。陳情は継続が44件、新規が10件、合計54件となっております。

まず、継続審査となっております陳情44件につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

陳情平成24年第128号北部訓練場のオスプレイパッド建設計画について反対を求める陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

2段落目以降につきまして、その条件とされている6カ所のへり着陸帯の移設については、住民生活及び自然環境への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。オスプレイについては、日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。

今後、地元の意見も伺いつつ、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、7ページをお開きください。

陳情平成24年第136号普天間飛行場の早期移設促進に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

2段落目以降につきまして、また、県は、辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱にしております。

戦後70年間、過重な基地負担を背負う沖縄が、危険性除去のためとはいえ、

代替施設を考えなければならないというのは大変理不尽であると考えております。

県としては、政府に対し、普天間飛行場の固定化を避け、県民の理解の得られない辺野古移設案を見直し、県外移設及び早期返還に取り組むよう求めております。

続きまして、17ページをお開きください。

陳情平成24年第173号東村高江周辺の北部訓練場で建設中の着陸帯工事の即時中止及び県民に対して説明責任を果たすことを求める陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

19ページ目、項目2の(4)のウにつきまして、オスプレイについては、日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。

この変更に伴い、56ページの陳情平成25年第110号の項目2と、84ページの情平成26年第35号の2段落目につきましても、同様に変更しております。

続きまして、29ページをお開きください。

陳情平成25年第26号奄美・琉球諸島の世界自然遺産登録に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

項目3、辺野古・大浦湾における米軍基地建設に係る部分前段につきまして、県は、辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱として取り組んでおります。

続きまして、86ページをお開きください。

陳情平成26年第48号オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行に抗議し、オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行禁止と普天間飛行場の閉鎖・撤去を求める陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

項目2につきまして、普天間飛行場の危険性の除去は、喫緊の課題であり、同飛行場の5年以内運用停止を求めているところであります。

県としては、政府に対し、普天間飛行場の固定化を避け、県民の理解の得られない辺野古移設案を見直し、県外移設及び早期返還に取り組むよう求めております。

そのほか、経過に伴う状況について追加し、下線に表示しておりますが、基本的な処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の98ページをお開きください。

陳情第3号米軍による沖縄自動車道路上の高架橋損壊に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

海兵隊の水陸両用車両が沖縄自動車道路上の高架橋を損壊し、付近住民に不安

を与えたことは、遺憾であります。

平成26年12月25日に県は沖縄防衛局に対して、早期通報、原因の究明、再発防止策及び隊員教育の徹底を米側に働きかけるよう要請するとともに、適切な補償を行うよう求めたところであります。

続きまして、説明資料の100ページをお開きください。

陳情第4号相次ぐF15イーグル戦闘機のパネル落下事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から4までにつきまして、平成26年12月19日に発生したF15戦闘機のパネル落下事故を受けて、県は、米軍及び沖縄防衛局に対して、具体的な事故原因について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底を強く求めました。

米軍からは、沖縄防衛局を経由して、パネルが適切に固定されていなかったため外れたものであること、全てのF15戦闘機は追加的な点検を受けたとの連絡がありました。

また、米軍は、F15戦闘機各機の詳細な情報については提供できないが、第18航空団のF15戦闘機は1982年から1986年の間に製造されたもので、必要に応じて改良、改修されているとしています。

県としては、航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。

今後とも、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協などと連携を図りながら、航空機のさらなる安全確保を求めるとともに、住宅地上空の飛行回避や航空機騒音規制措置の厳格な運用について、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、説明資料の102ページをお開きください。

陳情第5号米国原子力潜水艦のホワイト・ビーチ寄港反対に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1及び2につきまして、県としては、原子力潜水艦を含む原子力艦船の寄港については、最小限にとどめるとともに、安全性が確認されない限り、本県に寄港すべきでないと考えております。

なお、県としては、日米両政府があらゆる安全対策を講じ、原子力艦船の安全性の確保に最大限の努力を払うべきものと考えております。

項目3につきまして、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定―日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から50年以上が経過しており、安全保障を取り巻く環境や社会情勢の変化、人権や環境問題など

に対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっていることから、県としては、日米両政府に対して、日米地位協定の抜本的な見直しを求めているところであります。

次に、説明資料の104ページをお開きください。

陳情第6号米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情につきましては、陳情平成27年第5号項目1及び2に同じでございます。

次に、説明資料の105ページをお開きください。

陳情第7号F16戦闘機の嘉手納基地への暫定配備計画の断固反対に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から4までにつきまして、嘉手納飛行場をめぐるのは、外来機のたび重なる飛来に加え、F16戦闘機の一時配備などにより、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

そのため、F16戦闘機の一時配備通知があった、去る1月9日、県は、米軍及び日米両政府に対し、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減を図ることを強く要請したところであります。

また、沖縄防衛局も米軍に対し、F16戦闘機の嘉手納飛行場到着後の運用において、航空機の安全飛行の確保に努め、航空機騒音規制措置の順守を徹底し、航空機の運用がもたらす地域住民への影響を最小限にするよう申し入れを行ったとのことであります。

次に、説明資料の107ページをお開きください。

陳情第8号米軍AH1Wヘリコプターからの部品落下事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から3までにつきまして、1月15日に発生したAH1Wヘリコプターの部品落下事故を受けて、県は、米軍及び沖縄防衛局に対して、具体的な事故原因及び部品落下場所について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止と今後の安全管理の徹底を強く求めました。

米軍からは、沖縄防衛局を経由して、飛行中の事故として調査が行われており、防止策については調査結果を踏まえ実行すること、事故機を含む部隊所属の全てのAH1Wの整備点検を完了し、その結果、他のAH1Wにはふぐあいは見つからなかったこと、事故機の帰投が遅かったため沖縄防衛局への通知が事故翌日となったこと等の連絡がありました。

県としては、航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。

今後とも、軍転協などと連携を図りながら、航空機のさらなる安全確保につ

いて、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、説明資料の109ページをお開きください。

陳情第11号米海兵隊普天間基地所属AH1Wヘリコプターのみ사일發射装置等、装備品落下事故に関する陳情につきましては、陳情平成27年第8号に同じでございます。

次に、説明資料の111ページをお開きください。

陳情第15号相次ぐ米軍機による部品落下事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から4までにつきまして、平成27年1月23日に発生したHH60ヘリコプターの部品落下事故及び平成27年2月4日に発生したF15戦闘機の部品落下事故を受けて、県は、それぞれ事故発生の連絡を受けた翌日までに、米軍及び沖縄防衛局に対して、具体的な事故原因、部品落下場所など事故の状況について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底を強く求めました。

米軍からは、沖縄防衛局を経由して、HH60ヘリコプターの部品落下事故について、飛行中、航空機の貨物ドアにコードが挟まり、端の部分が外れてしまったこと、搭乗員に対し、出発前及びドアを閉める際に全てのものがキャビン内で固定されているか確認するよう周知したこと等の連絡がありました。

同様にF15戦闘機の部品落下事故については、人為的ミスがなかったこと及び当該機の部品落下箇所を点検しても問題がなかったことから、落下した部品にふぐあいがあったとの結論に達したこと、全てのF15戦闘機の点検を行い、整備員は今後も飛行前点検の際に当該箇所を特に注意して見るようにした等の連絡がありました。

また、米軍は、F15戦闘機各機の詳細な情報については提供できないが、第18航空団のF15戦闘機は1982年から1986年の間に製造されたもので、必要に応じて改良、改修されているとしています。

なお、嘉手納基地所属のHH60ヘリコプターの年式及び事故歴については、沖縄防衛局に照会しているところです。

県としては、航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。

今後とも、軍転協などと連携を図りながら、航空機のさらなる安全確保を求めるとともに、住宅地上空の飛行回避や航空機騒音規制措置の厳格な運用について、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、説明資料の113ページをお開きください。

陳情第22号キャンプ・シュワブ演習場における未明から早朝の爆発音に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

沖縄防衛局によると、米軍は2月10日に夜間実弾射撃訓練を実施していたとありますが、周辺住民、県民に不安を与えたことは、遺憾であります。

県は、同局に対して、訓練に際しては、騒音を初め周辺住民に著しい影響を及ぼさないよう十分配慮することを強く要請したところであります。

県としては、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、今後とも引き続き、軍転協等を通じ、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、説明資料の114ページをお開きください。

陳情第24号北部訓練場におけるオスプレイパッド建設の反対等に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1及び3につきましては、陳情平成24年第128号に同じであります。

項目2につきましては、陳情平成26年第78号に同じであります。

項目4につきましては、陳情平成26年第16号項目1に同じであります。

以上、知事公室の所管に係る陳情54件につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大浜浩志環境企画統括監。

○大浜浩志環境企画統括監 環境部関連の陳情につきまして、御説明いたします。

環境部所管の陳情は、継続19件となっております。

継続審議となっております陳情19件につきまして、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、保健医療部保健衛生統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

国吉秀樹保健衛生統括監。

○国吉秀樹保健衛生統括監 保健医療部関連の陳情は、継続の陳情平成24年第129号の2及び陳情平成25年第25号の2の2件となっており、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○新垣清涼委員長 保健医療部保健衛生統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部海岸防災課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

赤崎勉海岸防災課長。

○赤崎勉海岸防災課長 土木建築部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、新規1件、継続14件となっております。

継続の陳情1件につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。

資料の94ページをごらんください。

陳情第86号名護市辺野古の設計概要変更承認申請書を不承認とする決議を求める陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

記の1、「設計概要変更承認申請書及びその補正書については、平成26年12月下旬に、審査が継続している④土砂運搬方法の変更に関する記載部分を除き公表する予定です。」から、「設計概要変更承認申請書及びその補正書については、平成26年12月22日に公表しました。」に変更しております。

記の2及び3、「③美謝川切替ルートの変更については、平成26年11月27日に、」の次に、「④埋立土砂運搬方法の一部変更については平成27年1月15日に」を追記しました。

「残る3項目について、公有水面埋立法等関係法令に則り、慎重に審査を行った結果、①工事用仮設道路の追加及び②中仕切護岸の追加については、現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合

していると判断し、承認したところ。」から、「残る2項目については、公有水面埋立法等関係法令に則り、慎重に審査を行った結果、現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認しております。」に変更しております。

次に、新規に付託された陳情1件について御説明申し上げます。

資料の114ページ、陳情第24号北部訓練場におけるオスプレイパッド建設の反対等に関する陳情につきましては、先ほど知事公室長が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、土木建築部の所管に係る陳情につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**新垣清涼委員長** 土木建築部海岸防災課長の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

増村光広農漁村基盤統括監。

○**増村光広農漁村基盤統括監** 農林水産部所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

農林水産部所管に係る陳情は、継続10件となっております。

このうち、資料の94ページ陳情第86号につきましては、処理概要に追加修正がございますが、先ほど土木建築部海岸防災課長が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**新垣清涼委員長** 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志孝助委員。

○具志孝助委員 最初に質疑させていただきます。7ページの陳情平成24年第136号、普天間飛行場の早期移設促進に関する陳情です。普天間飛行場の早期移設はみんなが望むところであるわけですけれども、知事も一日も早い普天間の危険性の除去、そのためには早期移設ということですが、陳情処理概要にありますように、辺野古に新基地はつくらせないというものを県政運営の柱にしております。ずっとこういうことをおっしゃっています。私は、そもそも辺野古の基地は新基地ではなく、あそこはキャンプ・シュワブという海兵隊の本体基地があるわけですけれども、その海兵隊のヘリコプター部隊が普天間であって、その移設を受け入れるためのいわゆる基地であって、まさに基地の整理・統合だと思っているのです。いかがですか。

○町田優知事公室長 キャンプ・シュワブにつくろうとしている基地につきましては、確かにさまざまな御意見があろうかと思えます。私どもとしては、今回、辺野古につくろうとしている基地につきましては、これまでの普天間飛行場にはない機能、例えば係船機能つき護岸でありますとか、あるいは弾薬搭載エリアでありますとか、そういうものが今回追加されていると考えております。私どもとしては、辺野古の基地については、新基地ということで表現させていただいているところでございます。

○具志孝助委員 これまで、沖縄県政はこれだけの基地を抱えて何としても基地の整理縮小を図らなければならない。現実にこれだけ広大な基地があるわけですから、一朝一夕にしてそれを解決するのは、政治的にも、物理的にもどう考えても困難であると。結局これを着実に進めるためには、大田県政時代から段階を踏んで整理縮小をやっていくということだったわけです。整理縮小の中身は、まさに遊休しているところは整理をするとか、あるいは複数あるものを一つにまとめて統合するというものが整理縮小だと思っているのです。ですから、あそこはヘリコプターが飛ぶ滑走路を持っていないので、滑走路をつくることについては、新しく増設するわけです。これは増設であって、基地としては海兵隊の基地という意味合い、しかも既存のキャンプ・シュワブというあれだけ広大な基地があるわけですから、そこに持っていくということは、間違いなく誰が何と言っても統合だと思ふのです。今現在のキャンプ・シュワブに、160ヘクタールを埋めてつくるという意味では、新しい部分が出ますけれども、基地そのものとしては整理統合だと思ふのです。ここは認めるべきではありませんか。新しくつくりますよ。確かに160ヘクタールを埋め立てる申請が出て

いますから、これはこれでわかります。ただ、認識としては新しい基地ではないということは紛れもない事実ではありませんか、日本語として。中身においてもそうではありませんか、整理統合ですよ。私は、これは素直に認めるべきだと思うのです。お願いします。

○町田優知事公室長 私どもとしても、沖縄県の基地負担軽減においては、基地の整理縮小を段階的に進めていくことが大事だと考えておりますので、嘉手納飛行場より南の施設区域の整理縮小については、確実に進めるべきだと考えております。ただ、普天間飛行場につきましては、県民の世論がございます。あるいは、名護市長選挙、沖縄県知事選挙それから建白書といったこれまでの経緯がございます。したがって、私どもとしては、辺野古の新基地については反対という立場でございます。

○具志孝助委員 新基地という言葉を使うから問題があると思うのです。普天間飛行場にある機能をキャンプ・シュワブの本体へ持ってきて一緒にすると。そして、今、普天間飛行場は480ヘクタールありますよね。あそこを完全に返して、新しく持つてくるために造成しますよね。その埋め立ての面積は幾らですか。

○町田優知事公室長 埋立面積は160ヘクタールでございます。

○具志孝助委員 480ヘクタールある今の米軍普天間基地を返還します。そしてそれにかわって、160ヘクタールを埋め立ててそこに移設する。これは大きくなりますか、小さくなりますか。

○町田優知事公室長 確かに面積だけを取っておっしゃると委員の御指摘のとおりでございますけれども、県民の世論あるいはさまざまな選挙を踏まえまして、私どもとしては、新基地は認められないという立場をとっております。

○具志孝助委員 言っていることはわかりますけれども、沖縄県の基地問題を解決するために、機能の中身も問題だけれども、余りに広大過ぎる。全国の米軍専用施設の74%を沖縄県の狭い県土面積に集中させていると。知事は面的なことを言っていますよね。0.6%の国土面積にと、これは面積のことを言っているのです。この面積のことを言うと500ヘクタールあるものを返しますよと。ただし160ヘクタールは造成させて今ある本体のところに入れましようと言っ

たら、縮小になるのではないのですか。これは認めないのですか。政治的な県民感情とは別です。ここから誤解が始まるのです。これは素直に認めてください、縮小でしょう。480ヘクタールは返還します。160ヘクタールを造成して、ここに移しましょうと。今、面的な話をすると、縮小でしょう。私が言っていることは、政治的な県民感情という話ではありません。整理縮小に変わりはないでしょうという話をしているのです。これは素直に認めていいのではないのですか。政治的云々や、立場も、言っていることもよくわかります。そして事実ですから、県民の支持を受けていることもわかります。私も事実は事実として、県民感情は認めます。けれども、これは480ヘクタールは返還します、160ヘクタールを造成してくださいと。なぜなら、沖縄県の米軍基地占有面積はヘビーではありませんか。減りませんか。まずこれを素直になるところから議論を始めましょう。認めるところも認めなければ、議論になりません、どうですか。

○町田優知事公室長 数字だけについて言えば、委員のおっしゃるとおりですがけれども、それについて、県民も当然ながら理解していると思っています。それにもかかわらず、県民の各世論調査で見ますと、7割ぐらいが県内移設に反対しているのでございます。そういう状況も踏まえて、私どもも辺野古の新基地建設については反対ということでございます。

○具志孝助委員 知事公室長、私の質疑に素直に答えてください。私はそういうことを言っていますか。今、74%という話は面積の話をしていますよね。そういう意味では、縮小になるでしょう。沖縄県における米軍占有施設がわずかかもしれないけれども、縮小になるわけです。これはこれで認めてください。まずそこから始めましょうと言っているのです。面積の話をしているのです。機能の話でもなく、感情の話でもない。このことも素直に認めないと、あなたとは誠実に議論ができないではありませんか、どうですか。

○町田優知事公室長 繰り返しになりますけれども、面積については確かに委員のおっしゃるとおりです。ただし、県民は単純な代替移設ではない、そういうことを懸念している声の大きいものですから、反対する声が大きくなっていると私どもは理解しております。

○具志孝助委員 あえて申し上げたのは、今定例会でこれまで翁長知事が繰り返し答弁に当たったのは、0.6%の狭隘な国土面積に74%の米軍の専用施設が沖縄県に集中しているという事実を何としても改善しなければならぬと繰り返し

返し面積的な話をするものですから、そのことについて、そうであれば普天間基地500ヘクタールを返還させて160ヘクタールで済むというのであれば、これは知事が言う改善になるのではないかという話をしているのです。違いますか。

○町田優知事公室長 ですから、普天間飛行場以外の嘉手納飛行場より南の施設区域の返還については、確実に進められる必要があると知事は申し上げています。ただし、普天間飛行場については辺野古新基地になることから、これはつくらせない、反対するという立場でございます。

○具志孝助委員 今、知事公室長がおっしゃるように、私があえてその数字にこだわって申し上げていることについても、このようにきちんと真正面から答えてくれない。これは良識ある皆さんが聞いていますので、わかることですのでこれ以上言いませんけれども、今、知事公室長がおっしゃるように、普天間飛行場だけではないと。今回のSACO合意とは、普天間飛行場だけではなく嘉手納飛行場より南の、しかも人口が集中している都市地区における米軍のほとんどの施設を一緒に返還していこうというものを含めた今回の基地問題なのです。そのネックになっているのが、いわゆる辺野古への移設なのです。SACO合意の中身も1996年、実に19年前にさかのぼって、普天間飛行場は全面的に返還しましょう。喫緊の課題であると同時に、海兵隊の兵員も含めた大半をグアムに移転させましょう、そして先ほどから言っている嘉手納飛行場から南側の特に都市地区の米軍基地も返還すると。ただし、これは普天間飛行場の解決と一緒にやりましょうという合意を得て進めたのです。これが出発したのが19年前の1996年なのです。再定義したのが四、五年前でしょう。これを実現できるかどうかということが今ただされているのです。我々もそういう現場にいるわけですから、何としても沖縄県の基地負担は、実質軽減していかなければならない。どういう方法でやるかという中で、もとより普天間飛行場の返還は移設条件つきで出発していて、日本政府が途中で変わったのではないのです。これは、大田元知事時代の話なのです。これを19年経過した今日でもまだ解決できずにいるのです。私は、あの当時からの政治家としてじくじたる思いをしているのです。何をやってきたのかと思っているのです。そこで、何としても解決しなければならない。今、翁長知事は県政の柱として辺野古に新基地はつくらせませんと言っております。先にそういうことを言ったものですから、どん詰まりになってにっちもさっちもいかず、すぐ渋滞になっている。これからどう打開しようと考えていますか。就任から早くも4カ月がたちました。もう今定例会も終わります。どのように解決を図ろうと考えておりますか。

○町田優知事公室長 委員御指摘のとおり、平成8年のSACO合意以降19年が経過しており、いまだに普天間飛行場の移設、返還は実現しておりません。私どもとしては、それがなぜかという、移設、返還のための条件として県内移設が合意されたことがそもそもの原因だと。県民の理解の得られていない県内移設が条件とされていることが、そもそもこの問題が進展していない原因だと考えております。したがって県外移設を求めていきたいと考えております。

○具志孝助委員 経過を申し上げるまで、知事公室長は今回知事公室長になられたわけですが、この経過を見ますと、大田元県知事も当初は受け入れたのです。それから、稲嶺恵一氏が県知事に就任した。稲嶺元県知事も15年の期限つきで受け入れたのです。しかし結局、2キロメートル先で、そこにつくることはできなかった。結局は国が無理だとやめたのです。その後、仲井眞県政になって、このままではだめだということで沿岸案になったのです。もっと浅いところでなければ物理的にだめだと。このように長い経過を経てきたのです。米国側が使っている問題ですから、日本政府も提供施設ですから、米国に対する信頼という外交上の大きな問題を抱えてのこと、それから総理大臣も何代かかわってきた。日米間の外交問題の重要な問題であるし、そうこうやっているうちに尖閣諸島の問題が出てきた。日本の国民世論ももっとしっかり安全保障をやらなければならないと。今の国会の状況を見ると、国民世論はそういう状況にあるのです。だから、沖縄県の問題が余計難しい状況に来ているのです。このような中で、現実にあの問題を解決するためには、どのような方法があるだろうか。自由に選択ができるということは簡単なのです。我々沖縄県民が望むような形でできれば簡単です。しかし、外交、防衛というものは、国の専権事項であることは義務教育を受けた人なら誰でもわかるのです。この地域だけの問題ではない。だからこそ国に権限が認められているのです。私はかねてから言っております。国会の状況からして簡単ではないと。沖縄県民はひとしく県外を望んでいます。繰り返しの話ですが、現知事公室長は初めて知事公室長になっているので申し上げているのです。こういう経過からすれば、現実的な対応はやむを得ずと私は思っているのです。選挙の結果はわかります。沖縄県民の意向もよくわかる。沖縄県民で解決できる問題なのかどうか。これはまさしく政治の立場にある人たちが、与党も野党もしっかりと説明する責任があるのです。自民党が政権をとったらそういう方向で行った、名護市もこういう中で比嘉元名護市長が受け入れて、岸本元市長が2期やり、その後島袋氏がやったのです。ところが、これが変わったのは民主党政権になって、時

の政権が国の状況が変わったから、民主党政権の鳩山由紀夫氏は最低でも県外を実現しますと県民に約束したのです。我々も、県外がベストな選択だと言って、県外だと言ったのです。うそを言っているのではないです、ベストは県外。ところがどうでしたか。鳩山氏はどうなりましたか。結局、ごめんなさいと言って沖縄県に謝りに来たでしょう。鳩山氏が内閣総理大臣として初めて県外移設と言って、立派だと言った議員が議会でもおりました。それで鳩山氏はどうなりましたか、宇宙人と言われたでしょう。この間もウクライナへ行って、あのようなことをやったのです。このような人が混乱させたのです。これが現実なのです。このおさらいをしなければ、問題がどこにあるか県民が誤解をするのです。今のメディアがそういうことも言ってくれないのです。問題の本質を言ってくれない、新しい基地をつくるかつくらさないか、ここだけでもめているのです。なぜ、この問題があるのかという本質を言ってくれないものですから、私はこの機会にあえて言っているのです。ですから、実質的な縮小になるのではないかという小学生のような議論を申し上げて恐縮ですけれども、やらざるを得ないのです。そこで、知事はそういうことで県外移設をやりますと言った。どのように解決し、どう交渉しますか。1人で解決できますか。米国へ行って米国と交渉しますか。どのように解決を図りますか、知事はどういう予定ですか。議会が終わったら、この問題解決のためにどう動かれますか。

○町田優知事公室長 知事は、既に軍転協を通して、軍転協の要請としても辺野古に新基地はつくらせない、県外移設を求めるという県の考えを要請しております。そして、先日、参議院の国会議員の方々がいらっしゃったときも、同趣旨の要請をしております。今後とも県としてましては、日本政府そして米国政府に対して、県の考えをお伝えし、辺野古に新基地はつくらせない。そして県外移設を求めるという方針を実行してまいりたいと思います。

○具志孝助委員 少し横道にそれますけれども、軍転協の名前が出ましたので、なかなか解決は図られない、しかも国が進めている移設の事業もおおよそ10年かかる。10年は長過ぎるということで、5年以内の事実上の運用停止を図るようにということで、軍転協もそれを要求すると。改めて聞きますけれども、翁長知事も5年以内の運用停止については正面から取り組んで政府に要請する決意はありますか。

○町田優知事公室長 5年以内の危険性の除去につきましては、先ほどお話があった軍転協あるいは参議院に対してもそのように要請しておりますし、今後

とも要請していきたいと思います。

○具志孝助委員 政府は、そのために積極的に動いていると評価しておりますか。誠実に取り組んでくれているかどうかです。

○町田優知事公室長 今のところ、政府の考えについてお聞きする場はなかったということでございます。

○具志孝助委員 5年以内の運用停止も政府には責任を持って取り組んでもらわなければなりません。そして何としても普天間飛行場の危険性除去のために取り組んでもらわなければならないのです。国はこれまでの経過を見て唯一これしか解決の方法はないということで、使ってる米軍側とも再三にわたって確認されている。そして4月26日には総理大臣が訪米されるのです。当然、沖縄県の米軍基地というものは大きな存在ですから、このことが話題になると思うのです。この機会にもしっかりと5年以内の運用停止を着実に進めてもらわなければならないし、その働きかけをしなければなりません。知事としてどうされますか、どのように考えていますか。今、こういう状況に差しかかっております。政府との交渉はこれからどうしようとされていますか。

○町田優知事公室長 今後とも政府に対してお会いする機会、あらゆる機会を通して5年以内の運用停止を求めていきたいと考えております。

○具志孝助委員 皆さんはどのように努力をされていますか。どのようなアプローチをかけていますか。我々には全然見えないのです。知事が政府要人というか、トップである総理との接見についての努力が全く見えない。むしろ最近では、知事自体にお会いする気持ちがないのではないかという声すら聞こえるのです。どういう努力をされていますか。

○町田優知事公室長 知事は1月に上京した際にも、政府要人とアポイントメントをとろうとして、さまざまなチャンネルを使って連絡をとろうとしておりますし、先ほど申し上げた軍転協の要請の際にも申し入れはしております。ただ、今のところそういう場がなかなか設けていただけなかったということが現状でございます。

○具志孝助委員 去る選挙で、自民党の議員は要らない、全部潰してしまうと

いうことを街頭演説で言ったとか言わなかったとかというような話が聞こえます。しかし、幸いなことに自民党議員は全員復活当選をして議席を持っているのです。共産党の代議士もいるし、社民党もいらっしゃるわけですがけれども、いわゆる国政与党である自民党の我々であるとか、あるいは与党である公明党などに対するアプローチは全くない。そういう予定も持っていないのですか。我々に何とかあっせんをしてもらいたいという予定は全くないのですか。

○町田優知事公室長 私どもは行政のチャンネルを通していろいろな申し入れをしておりますけれども、国会議員の方々あるいは政治家の方々を通してどのようにやるかというものは、私もそこまで聞き及んでおりませんので、答えられる立場にはございません。

○具志孝助委員 まさにそういうことをやるために、私は本会議で申し上げたのです。側近一副知事といった人たちがいるのに全く動きがない。我々に対する接触も何もないのです。だから、県民からもみずから会う気持ちがないのではないかとされているのです。こういう状況をどうしますか。どういう形で訴えますか。

○町田優知事公室長 委員から御提言があったことは副知事にお伝えしたいと思います。

○具志孝助委員 総理が米国へ行かれます。その前に会わなければならないという考えはお持ちですか。外交上の問題を解決しようというノウハウというかタイミングといった感覚はお持ちですか。県政でそのような議論はやっていますか。

○町田優知事公室長 知事は、機会があればいつでも大臣とお会いしたいと考えていると思います。

○具志孝助委員 知事は、辺野古の工事現場で政府に対して1週間以内の使用停止を申し出ております。そのときの文書は我々は新聞でしか知らないのです。政府—具体的には沖縄防衛局に提出した文書をお示しできませんか。どのような申し入れをしたか、資料として出してもらえませんか。

○増村光広農漁村基盤統括監 御指摘の資料につきましては、マスコミを通じ

て提供しておりますので、そこから入手することもできますし、必要であれば後ほど提供することは可能です。

○具志孝助委員 ぜひ後で示してください。改めてお聞きしますが、どういう内容になっていますか。

○増村光広農漁村基盤統括監 昨年8月28日に出した岩礁破碎の許可に反するような蓋然性が認められるということで、県が調査をしたいということで、調査に入れるように同意してもらいたいということと、その調査が終了して追って指示をするまでの間、海底面の工事については中止をするよう申し入れをしております。

○具志孝助委員 調査をしたいと申し入れております。それから岩礁破碎の疑いが著しく濃厚であると、蓋然性が高いということである。そのために1週間以内に工事を停止し、報告をしてくれと言っている。1週間以内ということは、まだ期限内ですよ。30日までに報告をしてくれということですよ。

○増村光広農漁村基盤統括監 そのとおりです。

○具志孝助委員 新聞には、そう限っておきながらまだ工事を進めていておかしいのではないかと書かれています。あえて申し上げますと、皆さんは猶予を与える、30日まではいいということですよ。30日まではそのまま工事を進めることはやむを得ないとしても、30日までは返事をし、停止をしてくれと言っているのです。

○増村光広農漁村基盤統括監 昨日も知事がコメントで述べておりますけれども、この7日間は意思決定までに必要な期間であるということで設定しておりますので、その間指示を真摯に検討していただいて、7日以内に適切に対応してもらいたいと述べております。

○具志孝助委員 7日以内に対処してもらいたいから、30日までの猶予期間を与えているということですよ。

○増村光広農漁村基盤統括監 積極的に猶予を与えているというよりも、結果論としては猶予を与えているということです。

○具志孝助委員 それに対して、沖縄防衛局から返事があったということも新聞で承知をしております。どうですか。

○増村光広農漁村基盤統括監 我々が提出した資料に対して沖縄防衛局の見解を述べた文書を提出してもらっています。一方で、もう一つ沖縄防衛局から農林水産省に対して行政不服審査法に基づく申請を出しております。新聞報道にあるとおりでございます。

○具志孝助委員 せっかく米軍基地関係特別委員会が開かれているわけですから、新聞で見るところによると、沖縄防衛局から5項目にわたって意見が述べられたとっております。この内容について明らかにしてください。

○増村光広農漁村基盤統括監 項目だけになりますけれども、岩礁破碎についての理解が県と沖縄防衛局では違いますという意見。それからアンカー設置等について許可は不要としていたのではないかとという県と沖縄防衛局の見解の相違、それから他の事業との公平性に欠けるのではないかとということ。あと、著しい権限乱用があるのでないかとということ。それから、行政手続法に関して違反しているのではないかとという意見が述べられております。

○具志孝助委員 今ありました岩礁破碎については違うのではないかとやっている見解については、どのように考えているのですか。

○増村光広農漁村基盤統括監 岩礁とは何かというところからの解釈の違いがあるかと思えます。

○具志孝助委員 ですから、防衛省の見解に対して皆さんはどのようにお考えですか。防衛省は、岩礁は一つの地殻であると。サンゴ礁がどうのという話ではないという言い方でした。この見解に対してはどのようにお考えですか。

○増村光広農漁村基盤統括監 岩礁の中にはサンゴも含めて岩礁ということがありますし、地形としての岩礁という扱いです。それをアンカーブロックを入れることによってどの程度破碎をしているのかという見解の相違が若干あるかと思っております。その意見書に関して我々の見解をまとめている最中ですので、それがまとまり次第、公になることだと思っております。

今、口頭ではしゃべり方が下手かもしれませんが、後日それは明確にしたいと思います。

○具志孝助委員 委員長からまとめてくれということですから、協力をしなければならぬと思っておりますけれども、結局のところ防衛省は行政不服審査法に基づいて所管省庁である農林水産省に対して不服審査請求を出している。これらについては、同じ行政官庁としてどのように考えますか。

○増村光広農漁村基盤統括監 これは法律にのっとっての行為ですので、我々も意見書については法律に基づいて提出したいと思っております。

○具志孝助委員 沖縄防衛局に対して全面的な使用停止の申し入れをした際は、かなり行政の専門的な権能の話だとか、法律が絡んでくることですがけれども、これは法律の専門家を置いての相談で沖縄防衛局にあのような文書を出されたのですか。このプロセスといいますか、沖縄防衛局に作業の全面停止の申し入れはどのような作業を経て申し出に至ったのですか。

○増村光広農漁村基盤統括監 県の顧問弁護士と調整をし、三役とも調整をした上で提出をしております。

○具志孝助委員 最終的にはこれは行政訴訟へ持ち込むという覚悟でやっていることになりませんか。

○増村光広農漁村基盤統括監 覚悟という表現が適切かどうかはわかりませんが、当然法廷での争いに行き着く場合もあるであろうということは承知しております。

○具志孝助委員 いずれにしても私は普天間飛行場問題、本来は普天間飛行場の危険性の除去をどうするか、どう一日も早く解決するかということが一番の原点であるにもかかわらず、ただ普天間飛行場の代替施設をつくらせる、つくらせない。まさにイデオロギーよりアイデンティティーと知事は言いますがけれども、イデオロギーに凝り固まって、基地はつくらせない、軍事基地は反対であると。防衛省の回答の見解の中にも、公平性の原則にも問題はあるのではないかと。那覇空港はあのように問題なく粛々とやっているのに、防衛省がやる仕事に対しては軍事基地だから反対です。まさにこれは思想や自分の生き方と

いうことではありませんか。そのことを指摘されているのです。ですから、知事は言っていることとやっていることは違うのではないですか。イデオロギーよりアイデンティティー、イデオロギーが先に立って行政をやっている感じがいたします。先ほどから時間がないということですから、この辺で終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 今回の具志委員の質疑に対して、反論する立場からたくさんの項目があります。この陳情平成24年第136号の問題で、辺野古の新基地は縮小されると繰り返し述べていましたけれども、国防総省の運用要件に基づいて辺野古移設問題が進められているわけですから、私は前からSACO合意の文書をしっかり読んでから対応してほしいと申しました。

SACO合意の中身を見ると、普天間飛行場移設先の施設の条件は、代替施設としての条件ではなく、その運用上の必要条件に基づくものであるとする。日本政府の移設基準を普天間飛行場移設に適用することはできない。移設によって部隊が分散し、これまで共有していた資産も共有できなくなり、新しい任務条件のMV22オスプレイの必要性及び海上施設を離れての運用に起因する通常とは異なる条件のもとに、資産の増加も含めてやると。しかも具体的な中身は、私も長くなつてはいけなないのでそれ以上は言いませんけれども、中には何々するとちゃんと書かれていますから、何十項目とあります。その中で、特に弾薬庫を含めて今米軍が困っているのは、あの辺は全部北部訓練場になっていて、キャンプ・シュワブやキャンプ・ハンセンは全部演習場だけれども、爆弾の移設に非常に困っていると。米国の国内法でもつるし上げて運ぶのは違反だといって、それを何とかして解決しなければだめだと。新しい施設をつくるのはそのためであると言っているのです。新しい施設をつくり、爆弾がいつでもできる弾薬エリアをちゃんとつくる。そうすると、具志委員は縮小と言ったけれども、恐ろしい機能を持った基地をつくりなさいと日米が合意をしているではありませんか。ぜひ知事公室長はエグゼクティブサマリーを見て、今のような政権党の委員が縮小だというのはとんでもない話だから、少なくともどういうものがつくられようとしているかについて、例えばこれを見たら、36海兵航空軍指令部はたくさんあります。普天間基地にないものをたくさんずらっと備えなさいと言っているのだから、新しい基地どころか恐ろしいことになるぐらいたくさんある。ですから、最新鋭の基地をつくれというものがSACO合意。日米両政府はそれに合意していて、ところが特に日本政府は通訳文が2つあつ

て、本物は見せなかった。当時から私はこの問題を取り上げて、隠すなど。オスプレイが来ると迫及したら、オスプレイはありませんと言っていたけれども、あのときの新聞には載っています。恐ろしい基地の実態はひた隠しにして、何とか沖縄県民にこれを押しつけようとしたのが日米両政府のたくらみですから、それを皆さん方が中心になってしっかり受けとめて、そういうことは許さない。戦後70年、米軍基地があるがゆえの苦しみは許さないという決意をしなければならない。そのためには、まず何よりも今つくられようとする普天間基地の移設先がどれだけ恐ろしい機能かということについてしっかり勉強して明らかにするべきだと思いますが、いかがですか。

○町田優知事公室長　しっかり勉強させていただきます。

○嘉陽宗儀委員　私は大田元県知事のと時から、県政がかわるごとにこの問題をずっと迫及していて、恐ろしいぞと。ですから、県外移設とか何とかと言っても、米国が求めているものはそれではないのだから、県外移設何とかかんとかと言っても、ブーメランのようにまた辺野古に帰ってくるぞと。私の県議会での議事録を見たら、何回も言っています。今、事実そうになっている。しかも、恐ろしい軍事基地が向こうにつくられるという認識をしないと、200年どころではないです。陸上につくられては200年どころではない。ですから、改めて担当として、今沖縄県が置かれている状況についてしっかり受けとめて、今のような、新基地になって面積も縮小される、機能もまるで軽減されるかのようには考えていたら、とんでもない。だから、改めて次に聞きますけれども、普天間基地の海兵隊の任務と、いかに普天間基地、辺野古基地が恐ろしいかということについて、次しっかりと答弁ができるように対応してください。前にもちゃんと勉強しなさいと言ったけれども、やっていないですよ。決意はいかがですか。

○町田優知事公室長　しっかりと情報収集をして、勉強したいと思います。

○嘉陽宗儀委員　そうであれば、今度米国へ平安山氏が行くようなので、しっかりと国防総省と連絡をとって、米国が持っている軍事機密問題や国防総省の方針についてもしっかりと入手をして沖縄県民に明らかにすれば、今の論争は決着がつく。そういう意味で、ぜひ新しい情報を米国から取り寄せて、沖縄県民のこれ以上の基地負担は要らないという願いに応えるように頑張ってみたらどうですか。

○町田優知事公室長 そのためにもワシントンに駐在員を送りますので、しっかり活用をして情報収集に当たりたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 もうしばらく今の陳情平成24第136号に関してですけれども、今、県がよくおっしゃる新基地とは、どういったものを定義して新基地という取り決めをしているのか、それを御説明してもらえませんか。

○町田優知事公室長 新基地という言葉についての定義は、例えば行政文書や法令といったもので定まっているわけではございませんので、私どもとしても一般的な常識的な意味で新基地—新しい基地と使わせていただいております。

○又吉清義委員 確かに定義はないと思いますけれども、皆さんが一般的に考えている新基地という表現ですね。私もこれは整理縮小、統合としか思っておりません。新基地とは関連がないものですから、皆さんとの整合性がとれませんので、私たちは基地の整理縮小、統合としか思っておりません。皆さんは新基地と定義づけしておりますと。ですから、その新基地という定義づけは何を理由におっしゃっていますかということです。

○町田優知事公室長 ですから、新基地という定義について私どももしっかりとかちとした形で、何かから調べてこういうものですよというものを持っているわけではございません。ただ、今回、辺野古については、2本の新しい滑走路ができますし、あるいは従来の普天間基地ではなかった係船機能つき護岸や弾薬搭載エリアといった新たな機能もありますので、新基地という言葉を使わせていただいております。

○又吉清義委員 今、新たなエリアと言いますけれども、先ほど具志委員もおっしゃったように、480ヘクタールを160ヘクタールにして300ヘクタールは減りますよと。ですから、整理縮小ではないですか。そこに県内に散らばっている機能を移すので整理縮小、統合ではありませんかと思っているのです。皆さんに新基地とは何ですかと聞いているのです。極端に言いますけれども、新基地をつくることによって県内の基地面積は減りますか、ふえますか。

○町田優知事公室長 普天間飛行場も含め、嘉手納飛行場より南の施設区域の返還を実施することで、県内の基地面積は減ります。

○又吉清義委員 ですから、減るということは新基地—私は新基地という表現は嫌いですが、新基地をつくることによって整理縮小につながっているのではありませんか、減るという表現ですから。最低でも嘉手納飛行場より南の2000ヘクタールは返されるわけですね。そして、あちらこちらに散らばっていた機能がここに集まることによって、その地域もよくなると。ですから、整理、統合ということではあれば、新たな基地の整理縮小、統合に向けて大きな一歩かと思うのです。今、皆さんが辺野古に新基地をつくらせないということによって、何か問題が解決しますか。

○町田優知事公室長 まず、面積の話ですけれども、私どもとしては嘉手納飛行場より南の施設区域の返還については確実に実施される必要がある。面積が減少することは、基地の整理縮小になるということは申し上げております。ただし、普天間飛行場につきましては、県民の理解が得られていない県内移設をするということがあるので、現在のようにS A C O合意以降19年間も普天間飛行場が動いていないという状況が生まれていると認識しております。したがって、この普天間飛行場については、県外移設が早期返還につながるものと考えております。

○又吉清義委員 基地の整理縮小でやはり一番大事な原点というものは、こちらにもあるように、とにかく危険性の除去をするためにお互いに基地は要らないというものが原点かと思うのです。ですから、嘉手納飛行場より南の2000ヘクタールが返されるということは、嘉手納以南の中部に住んでいる方が約65%ですので、多くの方々の安全性も確保されるかと思えます。ですから、できるだけ危険性を回避するという大きな趣旨、目的があつてのことであつて、ここに永久的に基地を置こうという話とは別だと私は思うのです。それを考えた場合、私はかなり基地の整理縮小につながるだろうという確信がありますけれども、改めて聞きますが、皆さんは今、基地の整理縮小についてどのようにつながるか、具体策は全くありませんか。

○町田優知事公室長 私どもは基地の整理縮小については、段階的、計画的に進めるべきであると考えておりまして、そのためにもS A C Oで合意した施設

あるいは米軍再編、あるいは嘉手納飛行場より南の施設区域の返還を確実に実施していくことが大事であると考えております。

○又吉清義委員 それは全く一緒です。S A C O合意のとおり確実に実施しているから—S A C O合意の発端とは、今、町のど真ん中にあるのは危険であるというものが原点なのです。危険性の除去をしよう。ですから、これを危険性が一番少ないところに、大田元県政も平成8年度に名護市で合意をして、100%満足ではないけれども、今の知事が言う腹8分、腹6分で、満足ではないけれども、これにこだわっていたら基地問題は整理縮小できないと、大歓迎であるとマスコミに発表したのです。ただし、マスコミに発表した途端に、やるなという反対運動が起きて、考えがころころ変わって、今みたいに19年たってしまった。あのときに勇気を持って進めておけば、正直言って10年として、平成18年には嘉手納飛行場より南の基地は全部返されているのです。既にまちづくりができています。ですから、皆さんもまた同じ過ちをするのですか。仲井眞前県政は11年と6カ月では普天間飛行場を完全になくしますと正確に銘打って、誰もできなかったことに取り組んできた。皆さんも段階的に整理縮小に取り組むからには、いつできますかと逆に聞きたいわけです。そして県外移設をするにしたら、具体的に県外のどこに働きかけましたか。行動が全然見えないものだから。まず、この2点です。県外においてどこにどのように取り組んでいるのかということと、仲井眞前知事は11年6カ月でこれをなくそうとしました。皆さんはこれよりも早くなるのか、遅くなるのか、せめてそのラインを持っていないのか。この2点についてお伺いします。

○町田優知事公室長 私どもとしても普天間飛行場の5年以内の運用停止、危険性の除去というものは、引き続き求めてまいりたいと思っております。そもそもこの普天間飛行場がS A C O合意から19年間動いていないのは、県民の理解を得られていない県内移設が条件とされていることが原点であると私どもは理解しております。したがって、県外移設を求めている方針でございます。

○又吉清義委員 ですから、県外移設を求めてもいいのです。仲井眞前知事はあらゆる手段で県内も県外も模索する中で、取り急ぎ一日でも早く移設をし撤去しよう、11年6カ月できることを実行に移したと。ですから、皆さんは県外を求めてもいいです。いつまでにできるのかというビジョンはありませんかと聞いているのです。もう19年もたちました。皆さんはいつまでにできるのか明確にしてくださいと私は聞いているのです。

○町田優知事公室長 私どもとしては日米両政府に県外移設を求めているところでございますけれども、いつまでにとかあるいはどこになどはまさに外交、安全保障に関する事項でございますので、日米両政府で話し合っただけで済ませたいと考えております。

○又吉清義委員 ですから、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約—日米安全保障条約で仲井眞知事のもとに県内移設のSACO合意が出てきたのではありませんか。無視して出てきたのですか。私はこれも大きな成果だと思います。要するに、皆さんとしては日米安全保障の合意で決まったことであれば、それでよしということで理解してよろしいですね。

○町田優知事公室長 私どもはあくまでも辺野古には新基地をつくらせない、県外移設を求めるという立場でございますので、そのことを日米両政府に対し訴えることにより、それを実現したいと考えております。

○又吉清義委員 ですから、実現することは大歓迎です。仲井眞前知事はその実現に向けてあらゆる手段で11年6カ月で完全に普天間飛行場はなくなり、夢のあるまちづくりの計画がちゃんとできると。ですから、皆さんはただ求めるだけであと100年、200年たとうが関係なく求めるのですかと言いたいのです。仲井眞前知事も、やるからにはもちろん最低11年ではできるという手段を持たないと、仲井眞前知事は11年6カ月でできたのに、皆さんは30年、40年関係ない、自分たちは県外を求めるという姿勢なのですか。そのぐらいのビジョンもないのですかと聞いているので、私は歯がゆいのです。そのぐらいも持てないのですか。ただ、今までどおり理不尽的に県外を求めますのオウム返しだけでいいのですか。その辺を明確にしてくださいと言いたいのです。

○町田優知事公室長 前知事の時代でも、県としては日米両政府に対していろいろなことを要請しておりますし、現在でもその立場に変わりはありません。日米両政府に対して県の考えを粘り強く訴えていくという手法で取り組んでいきたいと考えております。

○又吉清義委員 粘り強くやって、平成8年に合意形成をされて順調に進んでいる中で、わけのわからない総理大臣が出てひっくり返り、県に大混乱が起きてしまった。そして、本人はやはりこれは無理である、自分は勉強不足であっ

たと。一国の総理大臣とあろう者が勉強不足であったから、沖縄県民にごめんなさいと謝りにも来たと。そのように歯車が狂ってしまった中で、そのおかげで19年間もこのように過ぎ去ってしまった。ですから、皆さんが粘り強く進める中で、粘り強くとはいつまでなのですか。ただ粘り強くとおウム返しで言って、これが30年、40年、50年かかっても言うだけですか。そのぐらいの腹しかないのですかとお尋ねしているのです。

○町田優知事公室長 政府ともできるだけさまざまなチャンネルで協議ができるように対応していきたいと考えております。

○又吉清義委員 対応していきたいということは、できるかできないかは、非常に安易だと思います。今まで、例えば現知事が総理官邸へ行って会えなかったと。いろいろなチャンネルを通して交渉しているということですが、この交渉というものは口だけなのですか、しっかり文書で交渉しているのか、この辺はどのようになっていますか。

○町田優知事公室長 例えば、軍転協の要請などではきちんと文書で出しておりますし、大臣やあるいは国会議員の方々にも文書で提出しております。

○又吉清義委員 私は軍転協の文書を見せてもらいました。先ほど知事に会ってくれないと聞いたので、アポイントメントはいついつに会いに行きたいとしっかり文書を出しているだけで会ってくれないということなのか、軍転協で上京したついでに会いに行こうと言ったのか、どちらですかと聞いているわけです。

○町田優知事公室長 先方との日程取りは、当然ながらそれぞれの事務レベルで口頭で交渉し、その結果、日程が合えばお会いすることもできますし、その当日の日程が合わなければお会いできないということになるかと思っています。

○又吉清義委員 口頭でじかにやったというメモ書きとかがないと理解していいですね。口頭でいついつに会いたいと事務レベルで交渉しているというしっかりとしたメモ書きがあると理解していいですね。

○町田優知事公室長 メモ書きといたしますか、口頭でと申し上げたところでして、例えば東京事務所を通して先方の官庁の事務方と日程のやりとりをやって

いるということでございます。

○又吉清義委員 せめて日程はしっかりとやっていただかないと、現に浦添市の軍港について、浦添市長は文書を出してさえも皆さんは会ってくれずに突っぱね返すのです。大変な違いです。こういう文書を持って会いたいと、日をあけてくださいと、1月17日も2月何日かもやっていますけれども、皆さんは会ってくれないのです。皆さんはその文書を受け付けないと突っぱね返して文書は出ていないという知事公室長の答弁だったので、あえて厳しく聞いているわけです。これからすると大変な違いです。あと少し聞きたいですけれども、やはり皆さんとして新基地とはどういった観念で、自分たちが言う新基地とはどういったものを答弁できますか。

○町田優知事公室長 先ほども申し上げたように、新基地について法令や行政文書でしっかりと定義されているわけではございませんので、あくまで私たちとしては常識的な言葉として使わせていただいているところでございます。ですから、新基地とは何ぞやと言われても、それは新しい基地ですという答弁しか今のところ持ち合わせておりません。

○又吉清義委員 確認ですけれども、新基地をつくることによって基地面積は小さくなると先ほど答弁しましたけれども、これは間違いありませんよね。沖縄県の基地は少なくなりますよね。

○町田優知事公室長 現在の普天間飛行場は480ヘクタールでございます。これに対して、キャンプ・シュワブに埋め立てる面積は160ヘクタールでございます。

○又吉清義委員 ですから、普天間飛行場の面積は小さくなるのですよねという一点と、それが実行されることによって嘉手納飛行場より南の2000ヘクタールも返ってくるということはちゃんと認識していますよね。

○町田優知事公室長 普天間飛行場の返還と嘉手納飛行場より南のほかの部分の返還が連動しているということは、私どもは聞いたことがございません。

○又吉清義委員 平成18年のパッケージは、そうではありませんでしたか。

○町田優知事公室長 初期のころはパッケージという言葉もございましたけれども、平成24年度の日米共同発表でそのパッケージは切り離されていると理解しております。

○又吉清義委員 これはまた後でやります。もう一つ聞きます。87ページの陳情平成26年第48号です。「県としては、政府に対し、普天間飛行場の固定化を避け」とあります。この固定化を避けというものは、皆さんとして固定化の観念をどのように捉えているのかということです。

○町田優知事公室長 普天間飛行場が返還されず、現状のまま使用し続けられることだと理解しております。

○又吉清義委員 そういった漠然としたことではなく、もっと大きな目標を持っていただきたい。ですから、仲井眞前知事は、何回も言います、19年間も動かないものをあと11年と6カ月で普天間飛行場は確実に撤退するのですよと。皆さんはこの固定化をどのぐらい見ているのですか。私は19年まるごとで固定化と見えています。今後、15年、20年、30年続くことも固定化と見えています。皆さんは30年間は固定化と見ていないのか。避けるための固定化とは、一般常識に見てどのぐらいを見えていますか。一般常識とよく言っているので、一般常識で構いません。

○町田優知事公室長 先ほど申し上げたように、固定化というものは一般的に返還されずそのまま使用し続けられることと理解しておりまして、特に何年から固定化で、何年までは固定化ではないというようには考えておりません。

○又吉清義委員 ですから、何回も言っています、仲井眞前知事は11年6カ月で普天間飛行場を間違いなく撤退させますと。私は、せめてそれよりも遅くなるものは固定化だという観念がありますので、皆さんとして淡々と粘り進める中でも、あと10年も20年も30年もただ粘り強く求めて、固定化は避けると言うだけでいいのですか。仲井眞前知事は、しっかりとこれ以上は待てないと。ですからあらゆる手段を講じましたと言っていますから、皆さんは基地が動かない間は固定化と言って、今後50年も60年も100年も動かなければ、自分はそのために不利がないように動いているからそれでいいのだという考えですかということをお私は非常に危惧しているのです。せめて、皆さんの方針として固定化を避ける、仲井眞前知事よりも早くなるというぐらいのビジョンもないのです

かということで聞いているのです。その辺も打ち出していないのですか。全くフラットで考えてもおりませんと。ただ辺野古の反対、固定化を避けるだけで自分たちはいつまでに解決したいというビジョンもない、なければならないでいいです。そう答弁してください。

○町田優知事公室長 私どもとしても5年以内の運用停止を求めておりますし、固定化はあってはならないと思います。ましてや50年100年というものほとんどもないことでして、早期返還を求めてまいります。

○又吉清義委員 そのように知事公室長がおっしゃったことは私も全く一緒なのです。仲井眞前知事よりも皆さんが早くできるのであれば、これにこしたことはないのです。それぐらいの目標を持ってもらいたい。そういう目標も持たないのに、基地問題はこれでいいのかと非常に疑問ですから、自分たちはこれよりも早くするのだという一言を言うことができないのか。これになると口を閉じてしまうということが非常に理解できないのです。早期に取り組むように努めてまいりますということですが、具体的に何をどのように取り組んでいるか、少し説明していただけますか。

○町田優知事公室長 先ほど申し上げたように、軍転協の要請あるいは国会議員への要請、その他あらゆる機会を通して日米両政府に対して早期返還を求めてきておりましたし、今後も取り組んでいきたいと思っております。

○又吉清義委員 皆さんが今やっていることは、仲井眞前知事がやったことと何も変わらないと思いますけれども、何か目新しいものはありますか。私は全く一緒で、日付とネームが変わっただけだと思います。

○町田優知事公室長 米軍基地問題は一朝一夕で成果が見えるわけではございませんし、前県政とそれほど変わった政策がないという御指摘もございましたけれども、私どもとしてはこの4月から米国に駐在員を置いて、米国政府に対しても直接働きかけるような仕組みをつくっていかうかと考えておりますし、日本全国に対してもさまざまな形で沖縄の基地問題を訴えていきたいと考えております。

○又吉清義委員 さまざまな基地問題を訴える場合に、私は現実的にできることから取り組んでいかなければ何も進まないだろうと。先ほども言いました

が、SACO合意の原点というものは、危険性の除去があつて、これが動き出した。ですから、今の知事公室長のお話からすると今後何十年続くか全くわからない、仲井眞前知事よりも早くなるのか遅くなるのかもわからない。ならば危険性の多いところからできるだけ少ないところに、100%とはいいませんけれども、できるところから回避をしていく、基地の整理縮小も図っていく。そうする中で、また新たな基地の返還に向けて取り組むと県民はもっと幸せになるし、夢のあるまちづくりもできる。何も進まない、嘉手納飛行場より南の2000ヘクタールも返ってこない、普天間飛行場の480ヘクタールも返ってこない。これが動き出すことによって、480ヘクタールで今後50年、100年と県民に仕事も出てくる、まちづくりも出てくる。2000ヘクタールが返ってくることによって那覇港も十分使えるようになる。実際、仕事としてまちづくりにいろいろなものが出てくる。皆さんは基地がない場合の経済効果をよく打ち出しております。あれが本当に真剣であるのでしたら、早く動かすことが本当の県民の幸せにつながると思います。試算では、基地がなければこれだけの経済効果があるという割には、基地を一向に動かそうとしない。その中で基地問題をどうするか、私は次のステップに進めていくと糸口も出てくると思いますけれども、今までどおり19年間ただただわけのわからないことをすると、これはどうなるのか。基地の返還もされない、仕事も出てこない。私は県民にとって一番のマイナスだと思っています。やはりそういった意味では、基地の整理縮小はできるところから進めてもらいたい。42.195キロメートルのマラソンもわずか1メートル20センチメートルの一步がない限り、42.195キロメートルは達成されないのです。このような小さなことをする意味でも、私はやはり小さなところから進めるべきだと思います。できるところから進めようという考えはありませんか。

○町田優知事公室長 この19年間も現在の普天間飛行場が動いていないという原因をどう捉えるかということだと思います。私どもとしては、県民の理解が得られていない県内移設を押し進めようとするのがそもそも固定化の原因だと考えておりますので、そのためにも県外移設が早期返還につながると理解しております。

○又吉清義委員 最後に、答弁は要りませんが、県内移設が県民に理解されていないということは、100名全員ではないです。賛成している方もいるのです。早く行ってもらいたい方がいるのです。ですから、基地が動くことによって、普天間基地の480ヘクタールでも今後50年、100年の仕事が出てくる。

2000ヘクターが返ってくることによっていろいろな経済効果が出てくる。そういうことを考えてみた場合、県としてもやはりこれを県外に求める中に一日も早くできるあらゆる手段も考えて、辺野古を反対する方を逆に説得に当たる。平成8年度から始まって、10年後の平成18年度には基地はなくなっています。平成19年度から大田元知事が出した返還アクションプログラムも実行できたのです。皆さんも一緒になって反対するからせつかくの計画が実行できないのです。私は、そういう意味で皆さんも考え方を改めて、本当に基地が動いて整理縮小になることをしっかり皆さんも理解しているのですから、何も反対だけではなく、解決に向けての新たな考えも必要かと思えます。ぜひ期待しておりますので、頑張ってください。以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 92ページ、陳情平成26年第85号の2。今、いろいろと質疑をしてもなかなか答えられないと思いますので、現実的なところでお話をさせていただきたいと思います。これは昨年9月に出てきた陳情でして、西普天間住宅地区の返還は来週の火曜日になっております。この処理方針の2及び3の下から9行目、「このため県では、米軍基地に係る環境問題に対応する新たな仕組みづくりを目指して、環境調査のガイドラインの策定と基地ごとの環境カルテを作成し、国に提案したいと考えております」と、これは西普天間住宅地区の返還に伴う支障除去でそういうコメントをしているということは、ガイドラインと環境カルテはできていると見ていいのですね。

○大浜浩志環境企画統括監 これは新たな環境の取り組みとしまして、今までいろいろと基地から発生する問題につきましては返還跡地それから既存の基地から発生したということで、新たな対応をするということで環境ガイドライン、いわゆるどのような調査をしていくかということと、基地ごとの情報を収集しまして基地のカルテをつくっていかうということでございます。今年度から進めている事業で3年度で作成します。今年度は国内外の基地から派生するいろいろな問題の情報を収集しております。来年度から基地のガイドラインないしカルテを作成していくスケジュールでやっております。こちらでは新たな汚染調査活動に関して法整備、施策等について県議会にも報告することとなっておりますので、今つくっている状況を処理方針の中で書いているところでございます。

○呉屋宏委員　ですから、私は先ほど言いましたでしょう。これは西普天間住宅地区の支障除去に係る陳情書です。それに対して2及び3についての処理方針に皆さんはこう書かれているのです。そして、来週には返還なのです。支障除去に入るのです。そのカルテができていない、ガイドラインができてない、今からつくるということは、この西普天間住宅地区のガイドライン、カルテではないでしょう。なぜこのようなでたらめな回答をしているのですか。教えてください。

○大浜浩志環境企画統括監　処理方針でございますけれども、これは西普天間住宅地区に限定したものではなくて、今後返還される跡地等に適用するためにガイドラインなり、カルテを今後作成していきたいということでの処理方針でございます。

○呉屋宏委員　西普天間住宅地区の返還が決まったのはいつですか。

○運天修基地対策課長　平成25年4月の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画―統合計画の策定に基づきまして、平成25年6月13日の日米合同委員会合意の中で、キャンプ瑞慶覧の一部の土地、西普天間住宅地区の返還が合意されております。

○呉屋宏委員　そもそもこの西普天間住宅地区を返還することが実質的に決まったのは、今の平成25年6月です。ところが、その前から言われていましたよね。それはいつですか。この返還はいつ入ってきましたか。

○運天修基地対策課長　S A C Oの最終報告の住宅統合の中にあつたものだと記憶しております。

○呉屋宏委員　私がなぜこのような質疑をしているかというと、私はこの西普天間住宅地区返還跡地の問題を地主会の一人としてずっと入ってきた。今週の月曜日、去る日曜日にも会議があつた。ずっと見ていて違和感を感じているのが、国と市町村の問題になっているのです。県が何のために入っているのかよく理解できない。ここに、どうやって県はかかわるのですか。

○下地正之企画部参事　西普天間住宅地区においては、呉屋委員もよく御承知

のとおり地元の協議会が発足されておりまして、国の沖縄防衛局、沖縄総合事務局、県は跡地利用側としては企画部、今の支障除去については環境部、あとは宜野湾市と地主会で構成された協議会があるということであります。支障除去に関しましては、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法―跡地利用推進法第8条で、返還された後引き渡しまで徹底的に支障除去措置を行うという規定がございますので、この件に関して県も国、宜野湾市と協議して徹底した支障除去を進めてまいりたい。跡地利用につきましても、県も宜野湾市と連携をして広域的な観点から計画策定に取り組むということがございます。

○呉屋宏委員 ですから、私はこの件を今までずっとやってきました。ところが、県の姿が見えないのです。この西普天間住宅地区は何と言われているかという、私たちがどういう思いで西普天間住宅地区の返還を目の当たりにしてきているかという、返還跡利用計画の中で用地買収が出てきたときに、200平米以下は所得控除の対象にならないと言われてきた。宜野湾市は100平米まで落としてきた。ところが、後を引き取って地主会が一生懸命やってゼロまで持ってきたではありませんか。なぜですか。嘉手納飛行場から南のこれから返還される軍用地のモデル地域だと言われてきたからです。西普天間住宅地区でできないことはキャンプ・キンザーだろうがどこだろうができないわけです。その全島の思いで我々はこれでやってきたのに、皆さんは何にかかわっているのですか。ただ要請書を持っていけばそれで済むということなのですか。これの支障除去はどこがやっているのですか、県がやっているのですか、教えてください。

○下地正之企画部参事 支障除去に関しましては、国が返還実施計画を立てて支障除去措置を行うということであります。

○呉屋宏委員 ですから、そこでガイドラインが出てくるわけです。平成8年住宅統合の中で決まっているということは、もう19年になるわけでしょう。19年になってガイドラインもつくっていない、返還された跡地がどのような支障除去をやればいいのかも決まっていない。県はここに何をかかわっているの。これも宜野湾市と防衛省との問題ですか。県はそこに入って行って何もやらないのですか。文化財のことをやろうとしたら、今度は琉球大学の先生が出てきて、琉球大学と宜野湾市との跡地利用の問題になっている。県の姿がそこに見えないのが今の現状なのです。主体的に何をやりたいか、これは嘉手納飛行場

から南の軍用地が返還されたときのモデルケースだと思うのなら、本来、皆さんが市町村を越えてやるべきでしょう。キャンプ・キンザーが返還されたら今度は浦添市と防衛省との問題ですか。全体的な問題だから、ここで指針をつくらなければだめだと言っているから私は環境部に聞いているのです。もう一回答えてください。これをいつまでにつくるのですか。

○大浜浩志環境企画統括監 環境のガイドラインは平成27年度に案に入りまして、平成28年度までにはつくるという計画であります。その中で案も平成27年度には少しずつできてくるという可能性はあります。ただ、この返還実施計画の中では、土壌汚染の調査、水質汚濁の調査、それから不発弾、廃棄物の有無という形で調査をしていきます。今後、平成27年4月以降、この返還実施計画に基づいて国が調査をしていきますけれども、この中では、県、それから宜野湾市、国も入ってどういう方法で調査をしていくかについて、いろいろと協議がなされることになっておりますので、県としてはその中でしっかりと調整を進めていきたいと考えております。

○呉屋宏委員 同じことを2回も3回も聞きたくありませんから、はっきり指摘をしておきます。環境カルテというものは、去年の9月にこの陳情が出てきて、皆さんは例えば、環境カルテをつくらうと思ってこの半年間に何かをやってきたのですか。

○大浜浩志環境企画統括監 各基地ごとのいろいろな環境問題、事故なり、それから土地の履歴等も調査する必要があるという形で、専門委員会も通しているいろいろな情報収集の仕方等も委員会の中で聞いております。海外での支障除去の事例とかも参考にできておりますけれども、実際はワシントンの図書館まで行って、いろいろな土地の上空写真や地図なども収集しつつあります。それにつきましては、まだ十分収集しておりませんので、これは来年度も引き続き収集をしてまいりますけれども、そういったものも積み重ねながら過去の使用履歴を把握して、今後の調査や支障除去に生かしていきたいと考えております。

○呉屋宏委員 私はこの陳情を出した砂川かおりさんとも2回お会いしました。かなりのデータをお持ちです。このような陳情が出たから会いなさいと言っているわけではなく、少なくとも彼女はこういう問題を一生懸命提案してきているのでしょ。う。ということは、それなりのデータを持っているのです。私も見せてもらいました。我々もこの支障除去をしようとしたときに、ここは何

があった地域なのかという土地の履歴は頭の中に入れながら防衛省と今現在やっているのです。なぜそのぐらいのことをこの半年で—我々がやったのは三、四カ月前です。なぜ我々が個人でそういうことをできるのに、なぜこれだけの組織で、環境問題で、それも沖縄市のサッカー場からドラム缶が出ていながら、そういうことを目の当たりにしながら、なぜキャンプ瑞慶覧のものをもっと県が主体的に沖縄防衛局とやって、あそこの支障除去を確実に3年でやってしまうという気にはならないの、これは人ごとですか。

○大浜浩志環境企画統括監 先ほども申しあげましたけれども、ことしの4月以降に3年程度をかけて調査、支障除去に入りますけれども、その中で我々が今持っている情報もしっかりありますので、その辺もいろいろ検討しながら協議をしていきたいと考えております。

○呉屋宏委員 私は、別に皆さんをいじめようと思って言っているわけではない。反省の上に立たないと前には進めません。やっていなかったら、やっていないとはっきり言わないと。だからといってごめんなさいと言わそうとも思っていない。ところが、決まったのは平成25年6月で、もうやがて2年になる。来週には返還ですよ。それを4月1日からやるという話が県民に通りますか。そのような主体的な人的余裕は市町村にはない、皆さんがあるとも思えない。しかし、皆さんは少なくとも宜野湾市の環境部よりはもっと幅の広いものを持っている。このノウハウをなぜ宜野湾市に投下しようとしないのでですか。私はここが人ごとのように感じてならないのです。そこを今後しっかりとやっついていかないと。これはモデル地域であるという認識がありますか。西普天間住宅地区でやらなければキャンプ・キンザーでもやらないのです。ですから、そういうことを言っているのです。防衛大臣も西普天間住宅地区はモデル地域だとはっきり言っているではありませんか。モデル地域であれば、モデル地域でできないものはほかでできないということです。それぐらいの認識を持って、我々は西普天間住宅地区だけのためではない、今後の普天間飛行場の返還あるいは国道58号沿いのインダストリアル・コリドーの問題、キャンプ・キンザーの問題、たくさん米軍基地が今から返還されるときに、県はどうするのかということ、これから主体性を持って自分たちが中心になるのだという気持ちを持たないとこの問題は片づかない、そう思いませんか。

○大浜浩志環境企画統括監 委員のおっしゃるとおりだと思います。我々も嘉手納飛行場から南の基地の返還をターゲットに入れて、幅広く情報収集をして

ききているところでありますけれども、まだ足りないところもあります。それはやりますけれども、今、目の前に来ている西普天間住宅地区にも焦点を当てつつ、今後我々も今持っているいろいろな情報も提供しつつ、しっかり宜野湾市と協議しながらやっていきたいと思っています。

○呉屋宏委員 では、最後に。来週の水曜日からは4月1日ですし、支障除去が現実的に行われます。これまでアスベストがあるのかなのかということ、沖縄防衛局が1つであったか2つであったか建物を壊して、アスベストがあることも確認はされております。こういうものを県民のもとに明らかにしなければならない。ですから、4月1日からは皆さんが主体的に一緒に中に入って、宜野湾市と国だけに任すのではなくて、積極的にあなた方が入って行って、それをやるということをしかりとここでお約束いただけませんか。

○大浜浩志環境企画統括監 アスベストにつきましても、ここには149棟あると思っています。今現在、2棟はフェンスを建てるために撤去したということがございますけれども、これについても我々は把握しております。そういうこともありまして、今までもいろいろな返還実施協議会それから支障除去作業部会でも、我々の中には水質、大気それからいろいろな専門がいますので、その中でいろいろと宜野湾市や国とも調整してきております。今後も調整をやるに当たっては、もう少し前に入る形での取り組みはできるかと思っていますので、今後しっかりと調整をしていきたいと思っています。

○呉屋宏委員 終わろうと思いましたがけれども、実はアスベストが非飛散性なのか飛散性なのかよくわからないけれども、あれを取り壊したときにどういう取り壊しの仕方をしたのか市民は一部不満を持っているところもある。完全にビニールで覆って飛散しないようにそれをやったのか、そこがよくわからない。なぜかという、沖縄防衛局がやっているから。別に沖縄防衛局を信用しないということではないけれども、それはやはり沖縄県民の立場に立って、しっかりと見るのは皆さんでしか見られないと思っているので、皆さんと宜野湾市と一緒に、返還まではそれはどうしようもないかもしれないけれども、来週の水曜日からは返還されるわけだから、そこはしっかりとアスベストの対策はして、地中から出てくるドラム缶問題は一切ないというところまで県が責任を持ってやれるような取り組みを、県が主体的に持って行って、宜野湾市に丸投げするのではなく、あれはドラム缶が出てきたのも探査で発見したのではなくて試掘をやって発見したのだから、文化財調査で発見されたわけだから、

そういうことではなく、しっかりとそれがやれる状況の決意表明をしてください。

○大浜浩志環境企画統括監 今度の支障除去作業部会においてもしっかりと協議していきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 私も先ほどの陳情平成24年第136号を中心にして質疑をしていきたいと思えます。先ほど来、民主党政権の問題がありました。私も鳩山政権の裏切りに対しては非常に憤りもありますし、鳩山氏自身についても政権につく前にお互い意気投合しましたねと言ったぐらいですから、申しわけありませんと言っていました。そういうことでは問題ではありますが、鳩山元首相が最初に最低でも県外と言いながら辺野古に変わったのはいつごろでしたか。

○池田克紀地域安全政策課長 2010年、平成22年の5月23日に鳩山首相が来県し、仲井眞知事との会談で米軍普天間飛行場の移設先を名護市辺野古とする方針を初めて明らかにしております。

○新里米吉委員 2010年5月に辺野古に変わった。その後、11月に知事選挙があつて仲井眞氏が2期目に挑戦と。仲井眞氏はそれまで県外と言っていなかったのです。鳩山政権時代に県外と言っていないのです。変更するときも県外と言っていない。その変更をした後の11月知事選で初めて普天間飛行場は県外という公約を掲げた。この事実関係はどうですか。

○町田優知事公室長 そのときの公約で、日米共同声明を見直し、県外移設の実現を政府に強く求めていきますということになっております。

○新里米吉委員 そのとおりです。日米合意の変更を求めて県外を求めるといふものは、鳩山政権がかわって6カ月たってからの話なのです。そのときにはもっとすごいことを言っておりまして、記者会見で県内のどこにも場所はないという発言をしまして、その発言内容を2期目の12月定例会の自民党代表質問の方も、そのことを述べて知事に確認をしているのです。私はこの間の質疑でもやりました。本人の名前はもう言いません。ですから、変わったのはむしろ

自民党政権のもとで、政権が民主党から自民党にかわって、自民党政権のもとで県選出の自民党議員たちが変わっていく。最終的には石破茂幹事長の横に座らされて、記者会見の場で公約違反をさせられる。そのことがむしろ仲井眞知事裏切りの流れをつくる作業になっていったのではないかと思っております。これについては行政としては答えづらいでしょうから答弁までは求めません。これが一連の流れであって、全ては民主党政権がやったからそうなったということでは、この時系列を見ていくと、そういうことは言えないと指摘しておきたいと思えます。

そこでもう一つ。仲井眞県政が県外を主張していた2期目のときに私も質問したことがありますし、ほかの議員も質問したりして、そのときに知事も副知事も移設先については政府の責任でなされるべきことだと答弁したのです。政府の責任でなされるべきことであると。沖縄県が移設先を探すことではないのだという趣旨の答弁をされていました。私はそのとおりだと言いました。先ほどから話があるように、国の専権事項なのだから県がやる話ではない、政府がやるべきだと仲井眞県政がそういう答弁をしていた。このことについては、どうですか。皆さんもその仕事をしておられて記憶していると思えますが。

○町田優知事公室長 おおむねそういう趣旨であったと記憶しております。

○新里米吉委員 それから辺野古新基地の護岸の長さは変更されましたよね。何メートルから何メートルになりましたか。

○赤崎勉海岸防災課長 評価書の記載では約200メートルと記載されておりまして、申請書の中ではその約がとられまして、271メートルと記載されております。

○新里米吉委員 271メートルに変わったのは大きいですね、71メートルも変わるのですから。今、強襲揚陸艦が佐世保基地などに母港として接岸されていますけれども、日本に来ている強襲揚陸艦の長さはどの程度ですか。

○池田克紀地域安全政策課長 インターネットで公開されている情報によりますと、エセックス級ボノム・リシャールという強襲揚陸艦の長さは約257メートルとなっております。

○新里米吉委員 200メートルでは接岸不可能だけれども、271メートルになる

と接岸可能になるということだと思います。ただ、日本政府はその護岸にはそのような予定はしていないと言っていますけれども、いつも予定していない、わからないがいつのまにか変わったりしますので、オスプレイもそうでした。米国では1990年前半からオスプレイを沖縄に配備すると言っているのに、日本政府は知らぬ存ぜぬとずっと言い続けて、つい何年か前にしかそれを認めなかったということがあります。そういう意味では、非常にこの問題も懸念される。将来的に建設されてしまったら、使用目的を変更して強襲揚陸艦が着岸できるという可能性が出てくると思います。日本の法律では、271メートルでは強襲揚陸艦は着岸させないことにしているとか言っていますが、日本の法律はそもそも米軍基地には適用されていない。なぜ、これだけは適用されるかのように防衛大臣が言うのか不思議でならない。そこで聞きますけれども、普天間基地のクリアゾーンあるいは飛行機の離着陸周辺の建物の高さ等、日本の法律は適用されておりますか。

○町田優知事公室長 一般国際法上、米軍に対しては日本の国内法は適用されないと解釈されていると理解しております。

○新里米吉委員 以前から普天間基地周辺はそういうことで問題になってきておりまして、適用されていないのに強襲揚陸艦だけは適用するかのよう国会でも答弁したりして、不思議だと。状況によって変わったりするのかと思いましたが、それが実態ということですか。それから沖縄県の米軍専用施設が全国の約74%。1972年の復帰時は何%でしたか。

○運天修基地対策課長 復帰当時の昭和47年5月15日現在では、約58.8%となります。

○新里米吉委員 約58.8%、それが現在では74%。本来なら58.8%でも全国の中で沖縄県が一番米軍基地が多いわけだから、1972年から今日までの間に日本政府は努力して、それを40%、30%と下げていくべきであって、ふえてしまった。私は非常に問題だと思います。今ごろ本当であれば、政府が努力さえすれば、50%以下になっているべきであったと思います。そうすれば米軍の飛行機落下物やら米軍のいろいろな犯罪なども相当減っていただろうと思います。ところで、S A C O合意が実施されたときは何%まで下がりますか。

○運天修基地対策課長 S A C O事案が全て返還された場合には、約69.1%に

になります。

○**新里米吉委員** 返還と、もう一つは新たな基地もつくるということもやったりする場合がありますか。その場合でも69.1%ですか。それでも、いわゆる嘉手納飛行場から南が全部返されても69.1%と。減ることはいいことですが、それでも復帰時の58%にははるかに遠い。我々は一部返すから沖縄に基地をつくらせろと。しかも海を埋め立ててつくらせろということでもいいことだと言っておられないと感じます。

最後に一つ。高江はオスプレイが既に使用しています。県はオスプレイに使用する施設には反対すると思えますけれども、いかがですか。

○**町田優知事公室長** オスプレイの配備に対しては反対であります。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** 陳情第3号は宜野座村の事故ですけれども、事故を起こした水陸両用車というものはどこの部隊の所属ですか。わからなかったらまた後で報告してください。

同じように、皆さんはその水陸両用車がぶつかった現場へ行ったことはありますか。

○**町田優知事公室長** 済みません、職員は行っておりません。

○**吉田勝廣委員** そこはよく事故が起きる場所だから、どこの所属の部隊で、どういう訓練をして、まずそこをどうして通ったのかということをしちつとしたら事件の概要がよく見えてきますので、ぜひその辺を調査、研究をやっていただきたいと思います。

次に、陳情第5号。ホワイトビーチに原子力潜水艦がよく寄港しているので、原子力艦船の寄港については、県はどう把握していますか。要するに、海軍から報告を受けるのか、外務省から報告があるのか、寄港して初めてわかるのか。

○**町田優知事公室長** 外務省から通知がございます。

○**吉田勝廣委員** それはいつごろですか。寄港する何日前かあるいは寄港し

た後からですか。

○町田優知事公室長 24時間前でございます。

○吉田勝廣委員 そうすると、その原子力艦船の航路、どこを通過してどう進入するという進入航路も明らかにされていますか。

○運天修基地対策課長 停泊地の座標が示されております。

○吉田勝廣委員 そうすると、24時間前に大きな原子力艦船が入るわけだから、漁民関係とかその他航行する船舶関係はどのように通知するのか。原子力艦船が入ってくる、またあるいはまさに先ほど言った揚陸艦が入ってくる。それから、例えばタンカーとか入ってくるといった、民間であれ軍であれどういう形で漁民の皆さんとかに通知するのか。

○運天修基地対策課長 県から地元であるうるま市に連絡いたしまして、それから漁業協同組合に連絡いたしまして、周辺に周知をさせているところでございます。

○吉田勝廣委員 24時間というものは周囲に徹底するのは非常に時間的に遅い感じがしますがけれども、以前はどうでしたか。復帰後ずっと一緒なのか、それともどこかでどう変化があったのか。例えば、前は3日前とか1週間前とか。

○運天修基地対策課長 現在の形になったのが、9・11同時多発テロ以降だと記憶しておりますけれども、その以前については確認して報告させていただきたいと思います。

○吉田勝廣委員 そういう変化がなぜあるのか。9・11同時多発テロが起きて、原子力艦船の寄港もそれから県道104号線の演習だとかも非常に短縮されて報告がされると。なぜそうなのかということをお皆さんはどう考えますか。原子力艦船とは、例えば核戦略の一つだと思いますけれども、そういう意味での核戦略というときには、どのように認識しておりますか。要するに、原子力艦船は核戦略の一つだとよく言われているので、それをどのように分析しているのか。つまり、ホワイトビーチに頻繁に出入りするということは原子力艦船の所属部隊と周辺に何か問題が起きて入ってくるのか。それから、原子力艦船に核

が入っているか入っていないかという議論は昔からよくあるところだけれども、このとき米国は、核戦略上、核を搭載しているかしていないかについてはノーコメントというものがこれまでのコメントでしたけれども、この辺は県としてはどのように分析していますか。

○池田克紀地域安全政策課長 地域安全政策課では、安全保障等に関する情報収集をして、調査分析をしておりますけれども、一般的に公表されているものに基づきまして調査等を行っております。今おっしゃった原子力艦船の位置づけや役割といったものについては、軍事的な情報でもありますのでなかなか我々のところでも即答できる分析結果にはなっておりません。

○吉田勝廣委員 例えば、よくB52が来ますとかありますよね。要するに、核搭載の原子力艦船であれ、飛行機であれ、ミサイルであれ、そういうことの中で結局原子力艦船が寄港するとか、昔はよくB52が来るということはどういうことかとよく議論されたものです。それで沖縄県も核を搭載しているかしていないかについて問い合わせを昔しました。今はそういうことが余りない、関心が少し薄れているのです。それから2点目は、原子力艦船が寄港して出ていった後、放射能の検査をしますよね。これはどういった形で分析されていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 ホワイトビーチ周辺におきまして、寄港する前、それから寄港中、出発時、それから出発した後と4段階に分けてやっております。まずは4カ所のモニタリングポストで、空中の放射能の量をはかりますとともに、海中の放射能の量をはかっております。昭和47年からずっとやっておりますけれども、これまでに異常値が見られたことはございませんし、寄港時以外の放射線レベルも把握しておりますけれども、これにつきましても異常値が出たという報告はございません。

○吉田勝廣委員 放射線の分析の仕方は復帰前から変わっていませんか。同じ機器を使ってやっていますか。それとも高度な機器があつてやっているのかどうか、そこをお聞きしたい。

○大浜浩志環境企画統括監 基本的には採水をしたものを東京都へ持って行って一部検査をするということでありまして、方法的には公定法でやっていると思いますので、方法は変わらないと思いますけれども、機器についてはどんどん新しいものでやっていると思います。

○吉田勝廣委員 思います、だから調査してみてください。そうしないと、日々性能が向上しているのです、そういうところだと思います。

もう一つ、その原子力艦船が所属している部隊はわかりますか。わからなければ調査してください。

○池田克紀地域安全政策課長 原子力潜水艦の名前はわかりますけれども、それがどこに所属しているのかということは、まだわからないことも多いですので、引き続き調査をさせてください。

○吉田勝廣委員 これは、名前がわかればちゃんと出てきます。どこの部隊に所属していると出てくるので。そして、なるべく24時間以内ではなく、沖縄県であれば航行の安全対策をするために3日とか1週間前にこういうものは報告をするようにと言ったほうがいいのではないのでしょうか。9・11同時多発テロ以降からそういうことになっているので、もとに戻したほうがいいですよということを言えばいいのではないかと思います。

次に、陳情第7号。これも大体同じようなことを聞きますけれども、暫定配備期間とはどういう意味なのか。暫定配備で駐留する時期、しかも兵隊が250名、暫定期間だけ沖縄県に駐留して嘉手納飛行場を使いますということはどういうことなのか。暫定期間というものは、どういう期間を示すのか。一時移駐なのか、暫定期間とか、この辺の言葉の使い方です。ここはやったことありますか。暫定とは、暫定予算を組むとかありますよね。わずかなのか、一時ではなくなぜ暫定か。

○運天修基地対策課長 今回のF16の部隊の一時配備については、時期といったものはございませんでしたけれども、昨年までF22の場合は3カ月といった時期を示して政府から一時配備の説明があったという状況でございます。

○吉田勝廣委員 今、基地対策課長は一時配備と使ったけれども、F22のときにも一時だったのか、暫定だったのか。F22の場合はどういう言葉を使いましたか。

○運天修基地対策課長 F22のときは一時配備と説明を受けております。

○吉田勝廣委員 今回は暫定だから一時との違いは何かということを私は先ほ

どから聞いています。一時と暫定は英語ではどう違いますか。

○運天修基地対策課長 今回のF16についても、政府からは一時配備と説明を受けております。

○吉田勝廣委員 すると、嘉手納町議会の陳情書が間違っているということになるのか。皆さんのところにはどういう形で来ているのか。これは英語の解釈の問題なのか。暫定と解釈をして暫定と読んでいるのか、一時と読んでいるのか、これを少し解明してください。

○運天修基地対策課長 今回のF16については、県では一時配備と聞いております。

○吉田勝廣委員 英文で来ているのか、日本語で来ているのか。

○運天修基地対策課長 嘉手納飛行場からのリリースと一緒に、沖縄防衛局の仮訳で情報をいただいております。

○吉田勝廣委員 わかりました。なぜそのようなことを言うかということ、一時とか暫定とか移駐して、3カ月が一時なのか、期間の決定の問題。それから、例えばいつも嘉手納飛行場は外来機の移駐問題でこうした展開をするので、こういうものはやはりやめさせたほうがいいのかとか。よくありますよね。F15もF16もF18もF22もF35と戦闘機はたくさんあるから。あるいは電子偵察機も含めて来るわけだから、そういうことをしっかりしておかないと、やはり嘉手納の町民に答えるためには、一時であれ暫定であれ外来機はだめですよとしっかりしておかないと、こういう陳情書が来るのではないかと思います。要するに、そういうことをすると、この嘉手納の空軍基地がある意味では米国が自由に使えるとよく言われるわけだから。日米地位協定に基づいてだけではなく使えるということが証明されるものだから。もう一つ、私がこの間議論しましたね、韓国の軍隊が来て嘉手納飛行場を使っていると。これは調査しましたか、どうでしたか。

○町田優知事公室長 済みません、まだしておりません。

○吉田勝廣委員 ですから、申しわけないけれども、敏速にお願いしたい。私

も情報を得て現に見ているわけだから、まず間違いないわけです。それがどういふ法律に基づいてそこに来たのかということだけはしっかり押さえておかないと。そして2つ目、辺野古に、例えば内閣府の北部国道事務所の方々も入っているのですよね。それから海上保安庁、沖縄県警察。この入る法的根拠というものは何でしょうか。例えば、北部国道事務所がキャンプ・シュワブに出入りをしているのですよね。海上保安庁もそう、沖縄県警察もそうです。法的根拠とは何ですか。米軍が許している、それだけなのか。

○町田優知事公室長 一般的に米軍基地内に立ち入るためには、例えば日米地位協定の第2条第4項に基づいて共同使用という方法がございませぬけれども、こういう一時的な立ち入りについては、第3条に基づく基地司令官の基地を運用する権限に基づいて立ち入る場合が多いと理解しております。

○吉田勝廣委員 日米地位協定の第3条にそう書かれていますか。第3条は公共の福祉についてではありませんか。

○町田優知事公室長 日米地位協定の第3条第1項にはこういう条文がございませぬ。「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のための必要な全ての措置を執ることができる」、つまり、基地の管理権が米軍にはあるということで、その管理権に基づいて基地の中への立ち入りを認める場合があると理解しております。

○吉田勝廣委員 そのときの申請。基地の司令官が許可するのか、防衛省に出すのか。今の第3条だとすると、米軍所属いわゆる辺野古の司令官に許可願を出すのか。

○町田優知事公室長 先ほどから言っているのは、一般論としてそういう手続がありますよと言っていますけれども、現実に北部国道事務所等がどのようにやっているのかについては、私どもは把握していません。

○吉田勝廣委員 申しわけないけれども、その辺も調査していただけませんか。次は、沖縄県警察に聞きますけれども。終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅徹委員。

○具志堅徹委員 御苦労さまです。これだけやると思わなくて済みません。手短かに。辺野古にかかわってはいろいろあるので、自然環境の話とあわせて高江にかかわる陳情平成24年第173号からいろいろあるので、高江の状況について少し聞きたいと思います。

高江の工事が始まる時には、貴重種が何十種かあるということで、貴重種の移植をしている経過があるのですけれども、その移植をした貴重種が生存している状況、移植場所と生存している場所などについてお聞かせください。

○大浜浩志環境企画統括監 高江のヘリパッドにつきましては、N4地区とH地区におきまして、植物の移植があります。その実施される箇所に希少種があり、それを移植する形になっておりまして、平成19年から3回に分けて移植が行われております。ちなみに、N4地区につきましては、マメヒサカキほかの植物を35株移植しましたけれども、残っているものが25株となっております。それから、H地区につきましては、ヤナギバモクセイほか植物を41株移植し、40株生存しております。全体では76株を移植し、65株生存しており、約86%で生存しています。

○具志堅徹委員 今の移植については、どうも高目に評価しているみたいだから、それほどは生きていないはずだと思うので、今はこれでいいですけれども、後で詳しくください。

引き続き、この県道70号線にかかわる出入り口の線引きが行われているようですけれども、その線引きには米軍と沖縄防衛局だけが来て、県の職員が立ち会っていないと聞いています。ここに担当課がいるのかどうかよくわかりませんが、県職員が線引きに立ち会わないという理由は何なのか、その辺について。もし何だったら、後でいいです。

○嶺井秋夫道路管理課長 県道70号線の高江ヘリパッドの入り口に黄色い線が引かれているということは我々も確認しておりますけれども、引いた時点では道路管理者に対して確認はなかったということで、引いた後に我々の所管である北部土木事務所が確認に行っております。

○具志堅徹委員 線を引くときには確認していないけれども、引いた後に確認したということですか。

○嶺井秋夫道路管理課長 はい、そういうことです。

○具志堅徹委員 N4の地域とN1の地域と対応が違うと思います。私は少し質疑をしましたが、N1の地域は生活道路で、土地改良区域に出入りするのを基地の中だということではあったらかかれて、道路構造もよくない状況で、四輪駆動なら通るけれども、乗用車なら通りにくくなっているという農道になっていますけれども、そこを閉鎖する形のやり方はどうなのですか。

○嶺井秋夫道路管理課長 今、おっしゃっている箇所はN1の箇所だと思いますけれども、そのN1の旧林道の件につきましては、これは道路管理者として詳細は把握しておりませんが、現状を見ますと、それほど使われてはいないのではないかという感じはいたします。ちなみに、その管理者は沖縄森林管理署になっていると思われま。

○具志堅徹委員 質疑を変えます。先ほど新里委員からもありましたオスプレイが飛んでいるという話です。皆さんのきょうの報告の中で、「自然環境の保全と住宅地域及び学校上空を飛行しないこと」ということとの関係でこのオスプレイの話があります。「これまでに学校上空の飛行回避のための進入回避標識灯の設置や騒音測定、コミュニティー広場の整備が行われており」と18ページにありますけれども、オスプレイが今飛んでいるということで、その制限をするために対応しているようですけれども、オスプレイの影が学校のグラウンドに映る程度に低空飛行をして、学校の上も住宅の上も飛んでいるということですが、皆さんはそれの確認はしていますか。

○町田優知事公室長 そういう情報は聞いておりません。

○具志堅徹委員 ぜひ調べてください。そして、測定器。ここには入ってはいけないという進入回避標識灯とはどのような状況で、どこにどのように設置されているのか。区民がわかるのか、あるいは管理者がわかるようになっているのか。進入回避標識灯の設置、それから騒音の測定器についてわかるように説明していただけますか。

○運天修基地対策課長 進入回避標識灯、それから騒音測定装置については、区と沖縄防衛局で調整いたしまして、進入回避標識灯は学校の上、それから騒音測定装置は区の公民館と少し離れたところにある一般住宅にあると聞いてお

ります。

○具志堅徹委員 確認ですけれども、学校の校庭あるいは校舎には測定器は置かれていますか。

○運天修基地対策課長 学校には進入回避標識灯が設置されていると。騒音測定装置は区の公民館それから車地区の住宅に設置されているということです。

○具志堅徹委員 区民の話では、村の上の測定をやってほしいようだけれども、それが離れたところで測定している感じもあったりして、なぜ測定器を置く場所がそうなっているのかということがありますけれども、それは後できちんと図面か何かで示していただけますか。

○運天修基地対策課長 確認して提供したいと思います。

○具志堅徹委員 時間もないので申しわけないのですけれども、もう一つだけ。辺野古の環境のかかわりで、長島という島がありますけれども、そこに毎年6月にはアジサシという渡り鳥がオーストラリアから来ます。そのアジサシのここ数年間の渡りがどのような状況になっているか、環境関係でおわかりですか。

○大浜浩志環境企画統括監 データはあると聞いておりますけれども、今手元にありませんので、所在を含めて確認しておきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る2月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

知花幸順刑事部長。

○**知花幸順刑事部長** 平成27年2月中の米軍構成員等による刑法犯の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等の刑法犯の検挙は、3件2名。前年同期と比べてまして2件1名の増加であります。

罪種別では、窃盗が1件1名、住居侵入が2件1名となっております。

検挙した被疑者につきましては、那覇地方検察庁に送致しております。

以上で、御説明を終わります。

○**新垣清涼委員長** 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

渡真利健良交通部長。

○**渡真利健良交通部長** 本年2月中の米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

本年2月中の米軍構成員等による交通人身事故につきましては、14件発生し、前年同期と比べ1件増加しております。

なお、交通死亡事故につきましては、本年2月26日に1件発生しております。

以上で、御説明を終わります。

○**新垣清涼委員長** 警察本部交通部長の説明は終わりました。

これより、2月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** この米軍人、軍属のこういう事件の場合に対応として聞くのは、送検をして、そのうち起訴されたものは何件ですか。

○知花幸順刑事部長 起訴されたのは、住居侵入の1件だけであります。

○嘉陽宗儀委員 11件のうち1件ですか。

○知花幸順刑事部長 3件のうち1件でございます。

○嘉陽宗儀委員 これは裁判にかけられて、罪は決まっていますか。

○知花幸順刑事部長 略式となっております。

○嘉陽宗儀委員 米軍人・軍属の犯罪については、復帰後だけでも凶悪犯罪は5800件と異常です。きょうは聞きませんが、次までにそのうち起訴されて有罪になって裁きを受けたのは何名いるのか調べてください。終わります。

○知花幸順刑事部長 わかりました。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 これは宜野座村からの陳情第3号で出ていますけれども、米軍の物損事故。これは米軍車両ですから、この事故を沖縄県警察が掌握といいますから、その事実を知ったのはいつごろですか。

○渡真利健良交通部長 御質疑の事故とは、12月8日発生の事故でございますでしょうか。警察に対する直接的な通報はございませんでしたけれども、経緯を伺ったところ、外務省から憲兵隊に対して確認の連絡があり、それでもって警察に確認がされているということで覚知しております。

○吉田勝廣委員 先ほどの住居侵入罪について、これは金武町で起こった事件なのか。新聞紙上では住居侵入罪があって、その米軍人は逮捕された後の経過はどうなったのか、そこだけ聞かせてください。

○知花幸順刑事部長 住居侵入の件に関しましては、名護市のアパートで発生したものでございます。

○吉田勝廣委員 金武町で発生した住居侵入罪がありますでしょうか。これを少し報告していただけますか。

○知花幸順刑事部長 本年2月27日午前10時ごろ、金武町において米軍人2名がアパートのベランダに侵入した事件でございます。統計上は2月後半のものですから、少しずれがございます。申しわけございません。

○吉田勝廣委員 2名が入ったそれも住居侵入罪で逮捕して、それは送致しましたか。その辺の詳細をお願いします。

○知花幸順刑事部長 被疑者である米軍人2名については、緊急逮捕をして事件送致をしております。

○吉田勝廣委員 送致した後はどうなっていますか。例えば略式で出されたとか、あるいは不起訴になったとか。

○知花幸順刑事部長 3月に不起訴になったと承知しております。

○吉田勝廣委員 逮捕して、送致して不起訴になる。

○知花幸順刑事部長 嫌疑不十分と聞いております。

○吉田勝廣委員 よくわからないのは、アパートに入って、現行犯で緊急逮捕して。これは緊急逮捕だから、後でその逮捕状は裁判所に出すわけですよ。逮捕状をもらってやるわけですよ。それぐらいやって、結局、嫌疑不十分で不起訴になる。皆さんにとっては、現場で対応しているのに、なぜそのようなのか。

○知花幸順刑事部長 所要の捜査を尽くしたと承知しておりますけれども、処分については、検察庁の下した処分でございますので、コメントはできかねます。

○吉田勝廣委員 私は、不起訴であれ起訴であれ、問題視をしていないのです。米軍人でも日本人でもこれは一緒だから。ただ問題は、その現行犯で緊急逮捕という言葉があって、逮捕状を裁判所に請求して、その逮捕状をもって拘留し

ますよね。それでもなおかつ不起訴となると、何のための緊急逮捕だったのかと米軍からも皆さんに対してまた問われるのです。不起訴なのになぜ逮捕したのかと。その辺はどうですか。

○知花幸順刑事部長 米軍から異議があったとは聞いておりません。

○吉田勝廣委員 これは、普通の手続はうるさいでしょう。逮捕状を裁判所に申請をして、裁判所から逮捕状をもらって拘留して調べるわけでしょう。それで、また検察庁に送致して検察がまたやるわけですよね。そのときに、検察でこれは不起訴にしますと。この辺がよくわからないのです。嫌疑不十分だから、ある意味では住居侵入罪のいわゆる法的な問題。要するに、それが庭先だったのかとか、あるいは住居侵入罪に該当しないで、例えば玄関の前で逮捕されたとか、門の入り口やドアの前でとか、そのようなことを想定して逮捕をしたのか。その辺の逮捕の状況はどうですか。

○知花幸順刑事部長 アパートのベランダに入ったところを逮捕したという事案でございます。

○吉田勝廣委員 要するに、基本的にはベランダに入っただけでは住居侵入罪が成立しないということですね。それはどうですか。

○知花幸順刑事部長 一般的に申し上げまして、敷地内、建造物侵入それから一般的にベランダは住居の一部とみなされますので、住居侵入ということで県警は捜査をしたところでございます。

○吉田勝廣委員 それが嫌疑不十分で不起訴になるわけだから、少し納得できないと私は基本的に言っているのです。これは緊急逮捕だから。私もわかりませんけれども。

○知花幸順刑事部長 繰り返して申しわけございませんけれども、検察庁のした処分でございます。

○吉田勝廣委員 いつも私が言っているのは、米軍の事件事故等については、不起訴が多いですよね。申しわけないけれども、県警がこれまで5年でも10年でもいいけれども、緊急逮捕でも通常逮捕でもいい、公務執行妨害でも何でも

いい、それらを送致して不起訴になった数なども明らかにすると。これは一般の方は多いので、米軍人・軍属に限ってその統計はとられたことはありますか。

○知花幸順刑事部長 同様な御質疑は、嘉陽委員からもあったかと思えますけれども、基本的には処分は検察庁ですので、それを把握する統計はありません。統計的にはとっておりません。その辺はどのようにお答えできるかということは検討していきたいと思えます。

○吉田勝廣委員 交通事故であれ刑事事件であれ、これからいろいろなことが起きる可能性があるわけだから、せつかく警察が努力をして緊急逮捕や通常逮捕をやって検察庁へ送致をして、それが不起訴になったと。不起訴になる理由をある意味では検証しなければ、またそういうことが起こる可能性がある。常に皆さんは法と証拠に基づいてやるのだと言っているのだから、それが不起訴になった場合は、法と証拠に基づいて逮捕して送致したけれども、検察はそうではなかったと不起訴をするわけだから。私がお願いしたいのは、そういう送致をして不起訴になった事件・事故の事例を書いて、交通事故もありましたよね。例の読谷村の事件もあったわけだから、こういう事件・事故の事例を書いてデータで出していただけませんか。そうするとすっきりするかと思えますけれども。

○知花幸順刑事部長 嘉陽委員、吉田委員のおっしゃることはよく理解できますけれども、統計基準というものがございまして、統計的には出せません。把握はきちんとしております。この辺をどうできるか。不起訴になった事案については、その理由についても個別的に検討しているところではあります。

○吉田勝廣委員 私たちも勉強しますので、ぜひ、またそういうことを出していただければありがたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅徹委員。

○具志堅徹委員 今、吉田委員の話を聞いていて、少し気になっていて、現場第一線の警察官の士気にかかわるような感じがするものですから、それに対する皆さんの一線の警察官に対する教育といえますか、それはどのような形で行われていますか。

○知花幸順刑事部長 逮捕して不起訴になった事案であっても、逮捕そのものの行為が否定されたわけではありません。確かにメンタル的には落ち込むかもしれない。その辺の対応はきちんと対応します。警察と検察庁それぞれの立場もあるのです。向こうは、無罪を出さない。ここは、悪い人を逮捕するという感覚がありますので、その辺が若い人に教え込んで、士気の低下を招かないように努力しているところではあります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、2月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。
陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。
休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。
陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情48件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼